

公益社団法人被害者支援センターやまなし 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人被害者支援センターやまなしの正会員及び賛助会員（以下「会員」という。）の会費について必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 会費の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 正会員の年会費

1口 10,000円

(2) 賛助会員の年会費

ア 個人会員 1口 2,000円

イ 団体又は法人会員 1口 10,000円

(会費の用途)

第3条 前条の会費は、その5分の1相当額以上を公益目的事業費に使用するものとする。

(会費の納入)

第4条 会費の納入については、新たに入会が承認された会員は入会時に、それ以外会員においては各事業年度につき1回とし、当該事業年度の4月末日までに行なうものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行し、従前の会費規程は当該日前日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成25年11月20日から施行する。

